

令和7年1月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年1月10日 金曜日 午後3時02分から午後4時01分まで

2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール

3 出席委員 (25人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	5番	安藤 幹雄	11番	森田 博文	
	6番	矢田 考志	12番	濱田 厳	
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子	

推進委員	1番	小原 啓一	8番	戸野 悦宏
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司

4 遅刻委員 (1名) (推委12番 上田 陽介)

5 欠席委員 (5名) (農委3番 前田 繁昌、農委4番 石原 文義、
農委10番 岡田 浩司、農委13番 米澤 誠一、
推委9番 二宮 聖貴)

6 議事録署名委員の決定 (11番 森田 博文、12番 濱田 厳)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第6号 令和7年度農作業標準労働賃金の協定について

8 報告事項

(1) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局	長	徳 永 貴
主	幹	坂 田 真 寛
主	幹	西 川 援
事務補助員		山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしく願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・農業、食糧問題について。

議長 これから議事に入りたいと思いますが、欠席届が今日は出てまして、農業委員の3番委員さん、それから13番委員さん、それから4番委員さん、10番委員さん。それから推進委員9番委員さんが、一応報告があります。
そうということで、定数には達しておりますので、今回が開催されることを宣言したいと思いますので、よろしくお願いします。
議事録署名人の決定ですけど、11番委員さんと12番委員さんに、よろしくお願いしたいと思います。

議長 それでは、会務報告を事務局のほうから説明をお願いします。
事務局 【会務報告】
(12月10日) ・農政部会について。
・委員研修会について。
・定例農業委員会について。
(12月17日) ・人・農地チーム会議について。
(12月18日) ・農業委員会特別研修会について。
(12月23日) ・鳥取県常設審議委員会について。
(12月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
(1月6日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 続きまして、議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 議案第1号、農地法第3条について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

1ページからを御覧ください。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりでございますので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号1、〇、田11筆、畑2筆、計13筆。1ページから2ページにかけてになります。合計1万9,657㎡、譲渡事由としては贈与になります。

本申請地は、相続で取得された譲渡人のほうが、農地を手放したいと考えておられまして、譲受人のほうと協議されて、今回取得されることになったもの

です。

取得農地では田については水稻、畑については野菜を作付けされる予定です。

2 ページ、番号 2、〇〇、畑 1 筆、3 6 7 m²。こちらも贈与になります。

本申請地は、隣の畑を所有しておられます譲受人さんが、譲渡人さんのほうと協議されまして、今回取得されることになったものになります。

取得農地では、野菜を作付けされる予定になっております。

続きまして番号 3、2 ページから 3 ページにまたいでになります。

〇〇、畑 3 筆、合計 2, 5 9 0 m²。こちらも贈与になります。

本申請地のうち、1 番上のものになりますけれども、△△△△番地については、平成 1 7 年から利用権設定で譲受人のお父様が借りておられた農地になります。

この利用権設定が今年の 1 2 月末で切れることから、譲渡人さんのほうと協議されまして、今回、譲渡人がお持ちの 2 つの農地を合わせて取得されることになったものになります。

取得農地のうち、利用権設定で借りておられたものについては、引き続きブルーベリー、残りの 2 筆については果樹、みかんやキウイなどを作付けされる予定になっております。

3 ページ見ていただきまして番号 4、〇〇、田 1 筆、1, 4 1 5 m²。こちらも贈与になります。

本申請地は兄妹間の贈与、妹さんからお兄さんへの贈与になります。

お兄さんに譲られたいということで、譲渡人の御意向から今回、取得されることになったものになります。

取得農地では、飼料作物を作付けされる予定です。

番号 5、〇〇、畑 1 筆、1, 0 9 6 m²。こちらも贈与になります。

本申請地は、相続で取得された譲渡人が手放したいと考えておられまして、譲受人さんと協議されて取得される事になったものになります。

取得農地では、野菜を作付けされる予定になっております。

番号 6、〇〇、畑 1 筆、5 7 8 m²。こちらは売買で売買価格は 1 反当たり※円になります。

本申請地は、今年度の農地パトロールで非農地状態に近い遊休農地という形になっていたものの農地でございますけれども、隣の畑を所有されます譲受人さんが取得を希望されまして、今回、譲渡人さんが再生されて取得という形になったものになります。

取得農地では、ブルーベリーなどを作付けされる予定になっております。

最後 4 ページ開いていただきまして番号 7、〇〇、畑 4 筆、合計 1 万 5, 8 8 9 m²。譲渡事由、贈与という形になります。

本申請地は、相続で取得されて農地を手放したいと考えておられました譲渡人が、譲受人である法人のほうと協議されまして、今回、取得されることになったものになります。

取得される農地では野菜、じゃがいもや玉ねぎ、かぼちゃ、にんにくなどを作付けされる予定です。

いずれも農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「地域の調和要件」及び、1から6、個人さんが取得されるものについては、「農作業常時従事要件」番号7、法人さんが取得されるものについては「農地所有適格法人の要件」を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

午前中に現地確認をしておりますので、順番にしていきたいと思います。

まず1番から3番と7番につきまして、農委11番委員さん、よろしくお願い致します。

農委11番委員 11番です。よろしくお願い致します。

午前中にですね、農委12番委員さん、推委4番委員さんと現地確認に行っていました。

本日、御覧のとおり雪が降っておりますので、現地と事務局のほうで2、3日前に撮った写真をもとに確認いたしましたので、報告をいたします。

まず、番号1なんですけれども、先程ございましたように、田のほうにつきましては、前年まで水稻を植えておられました。きちんと適切に管理されておりました。畑につきましては、雪が降ってございましたけども、写真の上ではきちんと耕耘され管理をされておられます。

続きまして番号2番ですけれども、こちらのほうですね、野菜が作付けされとるみたいで、耕耘された跡があってきちんと管理しておられました。

続きまして番号3番ですけれども、こちらのほうも先程、事務局のほうからもありましたけども、地番が△△△△につきましてはブルーベリーが植わっていました。△△△-△、△△△につきましては、雪がありまして、写真と遠くから見たんですけど、写真の上ではきちんと耕耘され草のほうも無い状態で管理されておりました。

続きまして、番号7ですね。こちらのほうは〇〇〇で雪が多くあって、20cmほどあったんですが、こちらで写真と現地とで見させてもらいました。

雪が降ってございまして、畑が見えない状態で、写真ではきちんと耕耘され管理されておられましたので、特段問題無かったように思います。

御審議のほう、よろしくお願い致します。

農委12番委員 農委12番です。

農委11番さん同様、午前中、現地確認に伺いました。

5番、ここは耕耘もされて、周辺の草もきれいに管理されておりました。

6番ですけれども、ここは遊休農地扱いだったみたいなんですけども、9月くらいにしっかり耕耘されて、貸し出される格好になって、周辺の木なんかもちんちんと伐採されて、畑としても周辺もきれいなので十分使える状態になっておりました。

御審議をお願いいたします。

推委 4 番委員 推進委員 4 番です。

4 番ですが、兄妹間の贈与ということで、飼料作物を作られるということで。現地と写真で確認いたしました。耕耘してあり問題無い状態でありました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、これにつきまして何か質問等ございましたら。

ありませんでしょうか。

では、無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手により、許可することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第 5 条第 3 項の規定により審議を求めます。

番号 1 番ですが、11 月の議案で農振除外の意見照会を受けて承認された案件で、目的は建築条件付売買予定地、譲渡人・譲受人については、5 ページに記載のとおりです。

「建築条件付売買予定地」は、土地の造成後、転用事業者が販売する際にはまだ住宅は建築されておらず、条件付きで、土地購入者が決まった後に購入者の希望に沿った住宅を建てられるようにしたことになります。

位置図については、はぐっていただいて 6 ページを御覧ください。

◎◎中学校の向かいに位置する農地になります。令和 2 年 5 月許可におきましても、同じ制度で農振除外及び農地転用が行われ住宅群が建っていますが、そこに隣接する場所となっております。

農振除外の手続きの進行具合ですけれども、この後、県との本協議のほうに入り、今の流れで進めば、1 月下旬に農振除外が完了する見込みとなっております。

7 ページには区画内の住宅のイメージ図を載せており、はぐっていただきまして、8 ページには平面図及び立面図を載せています。こちらのほうは、実際は土地の購入者が希望を業者と相談しながら住宅建築を進めていくため、標準的な住宅図面として載せております。

それに対する土地利用計画図については、9 ページを御覧ください。

既存の農道を拡張したうえで、丸の中に 1 から 12 まで番号が振ってあるものが造成区画になります。

区画番号の下に数字が平米数、その下の数字が坪数になります。

区画 9 番が欠番となっており、区画 3 番が広がっていますが、これは多様なニーズに対応していくためというふうに伺っております。

造成計画図については、10 ページを御覧ください。

盛土を行いまして、隣接する宅地とは L 型擁壁で仕切り、区画、進入路、道路拡幅を行います。

縦にアルファベットで A-A'、それから横のラインで 2 か所、B-B' C-C' がありまして、これは 11 ページの計画断面図の、それぞれ A-A'、B-B' C-C' に対応しております。

12 ページのほうを御覧ください。こちらのほうに雨水の計画のほうを載せております。線のほうが多く、白黒では見にくいため、今回カラーのほうで用意しております。

右側の凡例にありますとおり雨水は青の矢印で、新設 U 型側溝へ流し、既設の側溝に接続するというものになっております。

下水については赤色の線で、汚水枳へ接続します。

また、その排水通りについては、周辺の◆◆井手、▲井手、それから▼▼自治会から同意を得ています。

その他の法令の関係ですけれども、こちらの計画のほうが、土地の区画形質の変更が 2,000 m²以上となっております。役場まちづくり課が担当しております開発行為協議の対象となっております。役場関係各課と協議・調整が行われていました。そして 12 月 19 日付で同意通知書のほうが町から出され、同じく同日付で開発協定書のほうが締結済となっております。

また、◎◎土地改良区の関係では形状変更、多目的使用の承認、それから転用への同意書といったものが必要となっておりますが、今月中旬の総会後の 1 月 20 日に同意書が出る予定であるというふうに、協議録のほうで確認しております。

こちらは申請書類一式を県へ進達した後、同意書と、1 月下旬予定の農振除外完了後、それらを事務局それから県のほうが確認した後、農地転用許可に向けて動く流れというふうになります。

その他の書類としましては、建築条件付売買予定地で必要な書類としまして、土地売買契約書の案、それから宅地建物取引業者免許証の写し、そういったものが申請書のほうに添付されています。また建築条件付売買予定地としての必要要件を遵守するように転用事業者へ書面での確認を求めています。その確認書のほうも添付されています。

その他の書類としては、仮に買い手が見つからなかった場合、11 区画分の住宅建築費用も含めて賄うことが可能な融資証明と残高証明のほうもありまして、資金計画や計画面積、それから被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いというふうに判断しております。

続きまして番号 2 番ですけれども、5 ページのほうに戻っていただければと思います。

目的のほうは駐車場で、既存の事業用地を拡張されるものになります。譲渡人・譲受人については記載のとおりです。譲渡人の方は□□□□□□の代表取締役でありまして、個人から会社への使用貸借権設定となっております。

(推委12番委員、15時26分着席)

位置図については、13ページを御覧ください。◎◎小学校から◎◎トレセン方面に約500mほど向かっていった場所が事業用地となりまして、今回の申請地がその奥側の農地となります。

農地区分ですけれども、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありまして、第1種農地となります。

許可根拠としましては、「既存施設の機能の維持・拡充等のため既存の施設に隣接する土地において整備される施設であり、拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の2分の1を超えないものに限り認められる」ということになります。

つまり今回の案件では、既存の敷地、事業用地の3筆の合計が2,689.41㎡になりまして、その半分までなら拡張が認められることになります。今回の申請地は990㎡ということで、要件のほうを満たしております。

続きまして、事業計画書を元に、拡張を必要とする理由について説明いたします。

14ページを御覧ください。14ページの左側、「現在の土地利用状況」でございますけれども、現在の配置としましては、「事務所の斜め裏側」道路際ですね、こちらに「従業員の車8台」、「事務所兼車庫の前にデマンドバス、普通車ですけれども、こちらが5台、それからタクシーが5台、宅配用軽自動車2台」、「その向かい側にマイクロバス6台、ハイエース中型2台、従業員の車5台」、そして「奥側に大型バス4台」を配置しています。

さらに、「隣接する住宅のほうにお願いしまして、従業員の車5台」を配置しています。

現在、従業員数は22名で、従業員の駐車スペースとして18台程度は交代勤務の関係でスペースが必要となっているということです。

現在、業務上困っておられることとしましては、3つ記載がございまして、1つ目が「早朝や夜間に車両の暖気や移動があり、隣接の住宅から苦言を受けていること」2つ目が「隣接の方の使用していない敷地の一部に、車を5台置かせてもらっていること」3つ目としては「大型車両の転回スペースが十分ではなくて、一旦道路上で転回してバックの状態指定の場所に止めることもあり、道路や構内事故の危険性があること」というふうに伺っております。

続きまして14ページ。同じページの右側ですね、「農地転用後の土地利用計画図」のほうを御覧いただければと思います。

こちらの状況から、隣接する住宅側には駐車をせず、拡張した駐車場側へ車両を移動させることにより、「転回スペース確保による車両事故防止」と「隣接住宅側への騒音の配慮」、また「駐車スペースを自己敷地内で完結出来る」ということで、この度の申請地を選定し、申請に至ったということでございます。

続いて造成についてはですね、今回の申請地は、既存の事業用地より落ち込んだ位置にありまして、最高で180cmの盛土を行い、その土が溢れないように隣接農地からは10から30cm程度離れた位置にコンクリートブロックを設け、土が外に溢れないように措置をされます。

雨水排水については、真砂土仕上げということで、地下浸透させる計画と聞いております。

申請書の添付書類としましては、事業実施可能な残高証明のほうがありまして、隣接農地の同意、それから計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いというふうに判断をしております。

・なお、この案件ですけれども、許可となった場合に「工事完了後3年間、6か月ごとに事業の実施状況の報告」というのが許可時の条件として付される予定となっております。

補足としまして、先月に県のほうから連絡がありまして、「現時点では全ての駐車場や資材置き場案件が対象ではなくて、例えば個人住宅の駐車場等にまではその条件を付けることはしない予定だけれども、申請内容に応じてケース・バイ・ケースでの対応を考えている」旨を聞いております。

今回の案件では、条件が付される予定となっております。

説明については以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは午前中に現地確認をされてますので、農委11番委員さんからよろしくをお願いします。

農委11番委員 はい。番号1番ですけれども、先ほどありました◎◎中学校の前でございます。

この圃場は昨年まで水稻が植わっていたものでございます。その隣までもう既に住宅が建っておりまして、致し方ないかなと思うところもございますし、また雨水等につきましても了解を得られていることを聞いておりますし、また道路等拡幅されるということで、周りにも配慮されてますので、問題は無いかなと思ったところでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。

農委12番委員さん。

農委12番委員 はい。番号2ですけれども、一応現地確認いたしまして、駐車場を作るということで申請されてます。

現状は芝畑が植わったようです。それは写真で確認したんで、それは間違いないと思います。

一番大事なのは、近隣の同意が受けてあるので、問題無いんだろうと思います。

御審議をお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、何か質問等ございましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第3号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号6番になります。

申請人、土地の表示や面積等は15ページに記載のとおりです。

こちらは12月に審議をしていただきまして、差戻しとなりました案件になります。

申請者へ確認事項を尋ね、改めて議案として上程しております。

まず、定例総会後からの経過について説明いたします。

定例総会の翌日、電話にて結果のほうをお伝えし、確認事項の聞き取りを行いました。

確認点としては、大きく2つございました。

1つ目は、「過去には補助金も活用して積極的に再生事業に取り組んでおられた実績もあるということですが、例えば庭木を販売して再生をしていく等、農地再生の方向で頑張っていかなければ」ということでございます。

これに対しては、「庭木」というふうに非農地証明願のほうには書いてはいたけれども、雑木も多く、仮に庭木だとしても「安くて値が付かない」「買い手が見つからない」というふうにおっしゃっていました。

再生については、「再生出来るならしたいけれども、昔のように活用出来る再生事業が無い。費用が掛かってどうにもならないので、現況に合った地目としたい」というふうに話しておられました。

2つ目としましては、「太陽光目的で非農地にするわけではない、ということで間違いないでしょうか」というものです。

これに対しては、「太陽光目的ではなく、どこの業者から問い合わせがあったのかも分からない」というふうに話しておられました。

加えまして、12月27日なんですけれども、局長のほうと一緒に自宅を訪問しまして、改めて意向を確認いたしました。

これについては、電話での聞き取りと同様に、「現状では再生困難のため、現況に合った地目にしたいというふうに家族内で話し合った結果、非農地の手続きを行ったものである。なぜ太陽光業者が、どこの太陽光業者が役場へ問い合わせたのかも分からない」というふうに話しておられました。

以上のことから、事務的な部分にはなりますけれども、非農地へと考えた場

合農振には入っておらず、畑地土地改良区から非農地とすることへの同意書を取得されており、現況と聞き取りから、非農地とすることもやむを得ないというふうに判断をしております。

説明については以上です。

議長 農委12番さんが現地確認しておりますので、よろしくお願いします。

農委12番委員 報告します。行ってまいりました。

それで実際、状況見ましたけれども、正直なところ、雑木林としか見えない状態になって、以前はそこには何か庭木なんかを植えられていたんですけども、実際あるんですけども、木ももうずっと放置された状態で、畑の中を、どのぐらいずっともう、己生えした雑木が1m近く伸びているんで、10年弱ぐらいかな、全然管理されてない状態だったです。

そういう状況でございます。決議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

何かこれにつきまして、質問等ございましたら。

(農委7番委員、挙手)

はい、農委7番委員さん。

農委7番委員 7番です。

今、事務局の説明の中で、畑地土地改良区の同意があるというように説明がございましたけども、改良区は何を同意されたのかを教えてください。

事務局 はい。畑地土地改良区のほうですけども、道路際のほうにですね、給水栓のほうが設置されてまして、その関係で相談をしていただき、農地ではなくすることについての同意を取得されたというふうになります。

以上です。

農委7番委員 はい。なら、前回の説明と同じということですね。改めて同意があったのかなと思ったので、何か別の案件で質問しました。

事務局 はい。前回説明いたしましたものと同様になります。

以上です。

農委7番委員 了解しました。

議長 その他、ございませんでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進

法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については、議案に記載のとおりですので御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。それでは、これについて質問等ありましたら、よろしくお願いします。

それでは、無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、原案のとおり決定をいたします。

議長

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については、議案に記載のとおりでございますので御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

審議に入るわけですけど、番号8番、40番から44番、98番から103番を除いて、審議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

無いでしょうか。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして、推委4番委員さん。(議事参与の制限のため、退室をお願いします)

(推委4番委員、退室)

8番について、何か質問等がございましたら。

それでは無いようですので、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(推委4番委員、入室)

続きまして、推委１１番委員さん（議事参与の制限のため）退室をお願いします。

（推委１１番委員、退室）

それでは、４０番から４４番について審議をお願いします。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

（推委１１番委員、入室）

農委２番委員さん。（議事参与の制限のため、退室をお願いします）

（農委２番委員、退室）

それでは、９８番から１０３番についての審議を行います。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございます。

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

（農委２番委員、入室）

議長 続きまして議案第６号、令和７年度農作業標準労働賃金の決定について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第６号、２７ページを御覧頂ければという具合に思います。

議案第６号、令和７年度農作業標準労働賃金についてでございます。別紙協定表（案）のとおり協定してよろしいか審議を求めます。

協定審議の経過ということで掲載しておりますが、昨年の１０月１７日と１２月１０日の２回にわたりまして、農政部会による審議を行っております。

２７ページの右側の表を御覧頂きまして、令和７年度農作業標準賃金の協定表の案でございます。

協定表、税込みでございますが、上段の括弧書きにつきましては、令和６年度の金額という具合になっております。

補足をいたしますと、一般労務につきましては、令和７年度は１００円上げて１，０５０円にするということでございます。

それ以外の協定額につきましても、農政部会で協議した結果５％程度の値上げをすることということにしております。

協議の概要についてでございますが、まず、一般労務についてでございます。昨年10月5日より鳥取県の最低賃金が900円から957円と、対前年比106.3%上昇しておる状況でございます。

この上昇率をもとに、今後、最低賃金が1,500円まで上がる、引き上げる見込みや、103万円の壁を引き上げる見込みといった社会情勢、それから、米価の上昇、労働意欲向上という観点に鑑みまして、1,050円に引き上げるということになったところでございます。

また、昨今の燃料や資材、肥料などの物価高騰によりまして、5年度、6年度と据え置いておりました他の作業につきましても、5%程度の値上げとし、端数調整をしたところでございます。

1番下の農業用ドローンについてですが、スマート農業の推進でドローンによる稲の防除や肥料散布等が行われるようになってきました。

昨年度からの検討事項でもありました、農業用ドローンについて新しく項目を設け、10アール当たり3,000円、薬剤費、肥料代は別ということでしたところでございます。

最後に、欄外に米印の1番下側でございますが、一般作業賃金についての読み替えの文を追加したところでございます。

承認頂きましたのち、公表につきましては、3月の「広報だいせん」への掲載およびホームページは、4月1日を目途に掲載するように予定しております。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、このことにつきまして、何か質問がございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ですので、原案のとおり決定をいたします。

議長

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

これにつきましては、見ておいて下さい。

事務局もないですか。

事務局

ありません。

議長

7番目の、その他に入りたいと思います。

2月の定例農業委員会の日程についてですけど、2月10日、月曜日、午後3時から、同じく保健福祉センターなわで行いたいと思います。

現地の確認当番につきましては、農委7番委員さん、推委10番委員さん、農委6番委員さんですのでよろしくお願いします。

その他、事務局より連絡があるようですのでお願いします。

事務局

【その他】

- ・農地の所有権移転（売買または贈与）の流れについて。

農委7番委員

【その他】

- ・「公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書」の提出について。

議長

よろしいですか、他にありませんでしょうか。

それでは、閉会ということにさせていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 森田 博文

議事録署名委員 濱田 巖

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。